

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮

(2) 業務規程の登録の申請書への添付

(3) 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

(4) 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等

(5) 事故の報告に係る規定の創設

(6) 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省 水産庁 資源管理部 管理調整課

評価実施時期：令和4年11月～令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

遊漁船業については、

① 死傷者を伴う事故が特にこの5年間増加傾向（平成24年から平成28年まで：死傷者の年平均31.4人、平成29年から令和3年まで：同45.8人）にあること

② 他船との衝突事故についても平成28年の15件（船舶事故数に占める衝突事故の割合41.7%）から、令和2年の29件（同56.9%）と増加傾向にあること。

から推計すると、このまま事故等が増加した場合、令和4年から令和8年までの死傷者の年平均が60.2人、令和6年の遊漁船関係の衝突事故が43件に増加することになる。

また、

③ 一度事故や違反を起こした遊漁船業者が再度事故や違反を起こすケースが相次いでいることや、上述の衝突事故の原因は安全管理に係る法令違反（見張りの不十分等）が8割程度を占めており、漁船や旅客船、貨物船等の他の船舶種類と比較して遊漁船が最も高い割合となっていること

④ 遊漁船業者については、漁業者の兼業が大半を占めていたが、プレジャーボートを
利用した個人の参入が増えてきている中で、その構成が変化しつつある。具体的
には、日常的に乗船し、海象の変化等について十分な経験を積んでいる漁業者とは異な
り、プレジャーボート所有者については、その経験に大きな差があるところであるこ
と

など、情勢の変化や喫緊に対処すべき課題が出てきているところである。

このような状況下で、規制の新設を含めた安全性向上のための措置を行わない場合、
不適格な事業者の参入や継続を許し、事故の再発が防止できないことにより、上述した
推計よりも死傷者を伴う事故が増加し、重大な海難事故が発生するおそれもある。

また、現在、令和4年4月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故（計26名が死亡・行方不
明）もあり、船舶の利用者の安全確保に対する国民の要請が高まっているところ、遊覧船と同
様に一般国民を利用客として乗船させる事業である遊漁船業について、安全性を向上させるた
めの措置が特に重要となっている。

このため、遊漁船業の安全性の向上に向けて、不適格な事業者に対する監督を強化す
るとともに、現行制度の実効性を担保し、遊漁船業者の安全管理体制を強化するため、
以下②の措置を講ずる必要がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比 較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯
（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討し
た結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（1）法令の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮（拡充）

【課題及びその発生原因】

一度違反、事故を起こした者が短期間に法令違反や事故を繰り返した事例等も踏まえれ
ば、業務改善命令を受けた等遊漁船業法の遵守が不良な遊漁船業者については、登録の有
効期間中に安全管理に係る要件を満たさなくなっても顧みずに営業を継続する可能性が高
い。このため、登録の取消し事由（罰金刑以上等）には該当しないものの一定の違反等が
あった者について、より短い期間でその適格性を確認しなかった場合、当該遊漁船業者が
不適切な安全管理体制のまま是正されず事故等につながるおそれがある。

【規制以外の政策の手段】

規制以外の手段として、業務改善命令に関する罰則の強化により、業務改善命令その
ものの抑止力を高めることが考えられ、利用者の安全確保を図るためには、過去に違反

等を起こした遊漁船業者が再び違反状態となっていないかをこまめに確認をする必要があるが、これについては罰則の強化では対応ができず、規制手段の採用が妥当である。

【規制内容】

遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者が、更新前の登録の有効期間において遊漁船業法の規定等の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当する場合（欠格事由（罰金刑以上）に該当しないものの、一定の違反等があったことを受け、利用者の安全確保の観点から遊漁船業法の登録要件充足についてより短い期間で確認する必要性が高い場合）は、当該更新に係る登録の有効期間を遊漁船業法に基づく処分の種類（事業停止命令又は業務改善命令）、業務改善命令の内容（利用者の安全確保に係るものかどうか）等に応じて現行の5年から政令で定める期間に短縮する。

（2）業務規程の登録の申請書への添付（拡充）

【課題及びその発生原因】

死傷者数が増加傾向にある遊漁船業関係の事故を減らすためには、適切な教育訓練を受けた者等が適切に配置されている等の安全な営業ができる体制が、事業参入時のみならず、登録の有効期間にわたり継続されることが重要であるが、現状、登録を受けている遊漁船業者について、継続的な安全管理の体制に問題がある遊漁船業者が散見される。

しかしながら、現行制度では、安全管理の体制等の事業の実施に関する事項を遊漁船業者自らが定めた業務規程について登録時の審査の対象書類とはなっておらず、登録の申請や更新段階において、中長期的な実施体制やその継続性の見通しを利用者の安全確保の観点から監督官庁が確認する仕組みがなく、ずさんな安全管理体制のまま放置され事故等につながっているケースがあると考えられる。

【規制以外の政策の手段】

規制以外の手段として、行政指導により、登録や更新の際に業務規程の内容について確認し、必要に応じて是正させることが考えられるところであるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の実効性を確保することができず、ずさんな安全管理体制のまま放置されるおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制内容】

業務の方法を記載した業務規程を申請書へ添付することとし、当該業務規程における安全の確保等に係る事項が一定の基準に適合していない場合にその登録を拒否することとする。

（3）遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加（拡充）

【課題及びその発生原因】

遊漁船業に関係する事故や法令違反の増加傾向等を踏まえ、登録や更新時の確認を厳格化せず、引き続き、これらの事故や違反を起こす可能性の高い不適格な遊漁船業者を参

入・営業継続させた場合、事故や違反が更に増加するおそれがある。

【規制以外の政策の手段】

規制以外の手段として、行政指導により、登録や更新の際に追加する欠格事由の内容（利用者の安全等についてずさんな経営体制が受け継がれていないか、暴力団でないか等）について確認し、必要に応じて是正させることが考えられるところであるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の実効性を確保することができず、不適格な事業者が営業を継続するおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制内容】

登録の欠格事由に該当した時点から一定の間事業に参入できない期間（以下「欠格期間」という。）を2年から5年に延長するとともに、密接関係者が登録取消処分を受けた者、処分逃れを目的に廃業をした者、船員法の規定に違反し罰金刑に処せられた者及び暴力団員等である者の登録を拒否することとする。

（4）遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等（新設）

【課題及びその発生原因】

遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等

遊漁船業は、

- ① 利用者が釣りをを行うために危険性の高い船縁にいること
- ② 漁具等によりけがをする可能性があること
- ③ 当日の漁場の状況等に応じた現場の判断が重要であること
- ④ 瀬渡しと呼ばれるような岩礁等に船で渡って釣りをする際に、岩礁等から滑落する恐れがあること

等の業固有の事故リスクを抱えているため、一定の選任要件を充足し、遊漁船上において利用者の安全管理等を行う遊漁船業務主任者の役割が重要である。

しかしながら、現行の法律上その乗船が明確となっておらず、乗船していなかった事例もみられており、遊漁船業務主任者が乗船しなかった場合、上記のような事故が増加するおそれがある。

【規制以外の政策の手段】

規制以外の手段として、行政指導により、遊漁船業務主任者の乗船を指導していくことが考えられるところであるが、行政指導の場合、強制力がないため措置の実効性を確保することができないことや、乗船については現場を確認することが行政コストに対して困難であり、安全意識の低い遊漁船業務主任者が乗船せず、利用者の安全が損なわれるおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。乗船することが利用者の安全確保に繋がることであるため、規制として乗船を義務化する以外の措置により目的を達成することは困難である。

【規制内容】

遊漁船業務主任者の乗船義務を明確化する。

(5) 事故の報告に係る規定の創設（新設）

【課題及びその発生原因】

死傷者数が増加傾向にある遊漁船業関係の事故を減らすためには、事故を発生させないよう、監督官庁である都道府県が遊漁船業者に対し適切に指導していくことが重要である。このためには、

- ① 適切な指導監督を行う前提として、監督官庁において遊漁船が関係する事故に係る知見を蓄積する必要があるとともに、
- ② 事故を引き起こした遊漁船業者に対して、事故の再発防止のための業務の改善等の指導を速やかに行う必要がある。

しかしながら、現行制度では、遊漁船業者が事故を引き起こした際の報告がなされていないことから、都道府県が遊漁船業者の事故の状況を把握できない状況となっている。

このため、都道府県が、

- ① 事故を引き起こした遊漁船業者に対する適時に適切な再発防止に向けた指導、
 - ② 遊漁船業者全体に対する事故の未然防止のための啓発
- ができない状況となっており、遊漁船業者が事故を引き起こすリスクが高いままの状況となっている。

【規制以外の政策の手段】

遊漁船業者から報告をさせること以外に都道府県が速やかに当該遊漁船業者が引き起こした事故を知る手段がないため、規制以外の政策手段を講ずることは困難である。

【規制内容】

遊漁船業者は、重大な事故を引き起こした際には、その原因等を都道府県に報告するものとする。

(6) 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設（新設）

【課題及びその発生原因】

利用者が利用する遊漁船業者を選ぶ際、魚種や釣果等の情報のほかに、各遊漁船業者においてどのような安全対策が講じられているかという点については、船舶の事故が後を絶たない中、利用者の中にも、より安全な遊漁船に乗りたいという需要が相当あるものと認識しており、乗船する遊漁船を選ぶ判断材料の1つとなるものであるが、現状、こうした情報を公表している遊漁船業者は一部にとどまり、利用者の選択基準として十分な情報提供が制度上担保できておらず、利用者の判断基準としての機能が発揮できていない。

【規制以外の政策の手段】

遊漁船業者がこうした情報をオープンにすることについては、他の遊漁船業者より安全対策が劣る者は、公表しないことが想定されるため、規制以外の政策手段を講ずることは困難である。

【規制内容】

遊漁船業者に対し、遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報を公表するよう義務付ける。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- (1) 遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮
- (2) 業務規程の登録の申請書への添付
- (3) 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

【遵守費用】

今回の措置により、既存の更新の際に新たに作成する申請書添付書類は最大3点（①業務規程、②暴力団員等でないことを宣誓する書類及び③密接関係者について記載した書類（法人のみ対象））である。①については既存の書類があり、②については指定の様式にサインをするものであり、書類作成は不要なため、特段の費用は要しない。③については、法人のみ作成が必要であり、1時間の作業を要とした場合、担当者の時給を1,373円（令和3年度賃金構造基本統計調査における「生活関連サービス業、娯楽業」の短時間労働者の時給平均額）とし、法人事業者が約300あると仮定すると、全体の遵守費用として約41万2,000円の費用が生じると見込まれる。

【行政費用】

登録申請書の資料の3点追加（業務規程、暴力団員でないことを宣誓する書類、密接関係者に関する書類）に伴い、書類の確認に要する時間が1点当たり10分増加する仮定すると、申請件数が年2,600件、うち法人が60件と仮定すると（※申請件数は、13,000件

／5年、法人は全国で300事業者と仮定／5年)、全体で年876時間40分(20分×2,600件+10分×60件)の業務量増となる。

都道府県職員の時間当たりの平均給与を2,300円と仮定(令和3年地方公務員給与実態調査平均給与実態調査 平均給与月額(一般行政職)を令和3年度労働統計要覧 実労働時間で除した額。(5)において同じ。)すると、202万円の行政費用が生じると見込まれる。

(4) 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等(新設)

【遵守費用】

運用上遊漁船業務主任者が乗船するよう指導していたことから、特段の費用は発生しないものと考えている。

【行政費用】

運用上遊漁船業務主任者が乗船するよう指導していたことから、特段の費用は発生しないものと考えている。

(5) 重大な事故の報告の義務化

【遵守費用】

事故の調査及び報告書作成に8時間、年間の報告対象事故の発生件数を15件(死傷者を伴う船舶事故数/年)×1.5(+50%は瀬渡しを想定)、担当者の時給を上記同様1,373円と仮定すると全体の遵守費用として約24万7,000円の費用が生じるものと考えられる。

【行政費用】

上記のとおり、年15件×1.5(+50%は瀬渡しを想定)の報告がなされると仮定し、その確認(事業者への問合せ等含む)に3時間を要すると仮定すると、全体で67時間30分の業務量増となる。

都道府県職員の時間当たりの平均給与を2,300円と仮定すると、全体で約16万円の行政費用が生じると見込まれる。

(6) 遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表

【遵守費用】

13,000事業者のうち、HPでの掲載が3,000事業者、営業所への掲示が10,000事業者と仮定した場合、

- ① HP更新を外注する場合、HPそのものの契約によりバラツキは大きいものの、テキストの追加であれば、1回当たり5,000円程度(複数のHP制作会社のHPを参照)で作成できる。担当者が外注に必要な文書を作成するのに1時間を要とした場合、担当者の時給を上記同様1,373円と仮定すると、1事業者当たり約6,500円の費

用が生じるものと予想され、全体としては、約 1,950 万円（6,500 円×3,000 事業者）の遵守費用が生じると見込まれる。

- ② 作成した資料を営業所に掲示する場合には、HP 掲載の費用が不要となることから、1 事業者当たり約 1,373 円、全体としては約 1,373 万円の遵守費用が生じると見込まれる。

以上から、約 3,400 万円の遵守費用、約 218 万円の行政費用が生じると見込まれる。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（1）遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮

当該規制は、一度違反、事故を起こした者は、短期間に法令違反や事故を繰り返した事例等も踏まえ、次の登録更新前に再度違反、事故等を起こす蓋然性が高いため、遊漁船業法に基づく行政処分を受けた者、死傷者を伴う事故等を起こした者等については、従前の更新時の登録の有効期間を短縮し、より短い期間で登録要件の確認を行い、登録要件に違反している場合には排除することで、違反や事故を起こすことを抑止する観点から行う必要性があり、当該規制によって不良な事業者を登録させない、事故を起こす前に未然に是正措置を講じさせるといった効果が見込まれる。

(2) 業務規程の登録の申請書への添付

当該規制は、ずさんな安全管理体制の事業者が見られる中で、安全な営業を行う体制が構築され、登録の有効期間中、安定的に継続できる見通しが立つかを事前に確認し、こうした体制を安定して構築できると認められない者の登録を拒否し、是正させる観点から行う必要がある。当該規制によって、事業参入段階で事業者の安全に係る実施体制等について一定の基準を確保し、登録の更新ごとに、当該体制が維持されているか確認することで、利用者の安全管理体制等を担保するといった効果が見込まれる。

(3) 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

当該規制は、事故や違反を繰り返す不適格な事業者を参入させない観点から行う必要性があり、当該規制によって安全意識の低い事業者を排除し、事故や違反数を低減させ、利用者の安全を確保するといった効果が見込まれる。

(4) 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等

当該規制は、利用者の安全管理等を行う遊漁船業務主任者は乗船して業務を行うことが想定されているものの、法律上、その乗船が明確となっておらず、乗船していなかった事例もみられることから、遊漁船業務主任者を乗船させるべきことを明確にする観点から行う必要性があり、当該規制によって業固有のリスクが軽減されるといった効果が見込まれる。

(5) 事故の報告に係る規定の創設

当該規制は、遊漁船業者が重大な事故を引き起こした際にその原因等を都道府県に報告することで、監督官庁において遊漁船が関係する事故に係る知見を蓄積するとともに、都道府県が事故を引き起こした遊漁船業者に対する適時に適切な再発防止に向けた指導、遊漁船業全体に対する事故の未然防止のための啓発を行い、遊漁船業者が事故を引き起こすリスクを低減させるといった効果が見込まれる。

(6) 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設

当該規制は、各遊漁船業者において、魚種や釣果等の情報のほかに、どのような安全対策が講じられているかという、利用者が乗船する遊漁船を選ぶ判断基準の1つとなる情報提供を制度上担保することで、より安全な遊漁船に乗りたいという需要を満たすといった効果が見込まれる。

現在、遊漁船業における死傷者を伴う事故は、船舶事故のみで年10件発生しており、同一事業者が複数回事故を起こすケースも過去10年で30件報告されている。上記の措置により、不適格な事業者の参入の防止や事故の報告をもとにした再発防止のため都道府県の監督により、遊漁船業者の安全性の向上が図られることで、仮に死傷者を伴う事故が減

少した場合、人命が損なわれないことはもちろんのこと、遊漁船業者にとっても、船の修理又は購入費用、捜索・救護費用、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となることが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化は困難であるものの、当該規制により不適格な事業者の参入の防止や事故の報告をもとにした再発防止のため都道府県の監督により、遊漁船業者の安全性の向上が図られることで、死傷者を伴う事故が減少することはもちろんのこと、遊漁船業者にとっても、船の修理又は購入費用、捜索・救護費用、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となるといった効果（便益）が期待される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回の措置により遊漁船業の安全性の向上が図られ、遊漁船業が安全に楽しめるレジャーであることが広く知られることとなれば、遊漁船業そのものの市場規模拡大や、海業の一環としての漁村振興、地域の雇用の創出等につながることを期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

費用としては、遵守費用として3,400万円、行政費用として180万円がそれぞれ見込まれる。

一方、便益としては、定量化は難しいものの、今回の措置により不適格な事業者の参入の防止や事故の報告をもとにした再発防止のため都道府県の監督により、遊漁船業者の安全性の向上が図られることで、死傷者を伴う事故が減少することはもちろんのこと、遊漁船業者にとっても、船の修理又は購入費用、捜索・救護費用、被害者への賠償、裁判費用等に係る相当な負担が不要となることが期待される。

特に被害者の賠償については数千万円以上の額になることも十分想定されることから、事故を防止することで十分費用以上の効果が得られるとともに、更に波及的効果として、遊漁船業の安全性の宣伝を通じた誘客により海業の一環としての漁村振興、地域の雇用の創出等による一定の経済効果も得られると期待される。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

（１）遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮

【代替案】

一律で登録の更新期間を短縮する。

【効果の比較】

全ての事業者の登録の有効期間を２年とし、２年ごとに登録に係る書類の提出と確認を行うこととした場合、都道府県に現行の２．５倍の事務負担がかかることになるが、違反をや事故を起こしていない優良な事業者も多数いることから、全ての事業者に一律の規制を課すことは不相当であることから、今回の規制案（遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮）を採用するものとする。

（２）業務規程の登録の申請書への添付

（３）遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

【代替案】

登録の厳格化については、審査項目を増やして許可制にする。具体的には（２）、（３）、事業者の資力や事業の実施体制も含めて審査の対象とする。

【効果の比較】

審査項目を増やし許可制とした場合では、現在の登録制とでは行政コストが大きく異なる。13,000もの事業者について許可・更新許可とした場合、事業者の資力等を確認す

るため1事業者当たり8時間の追加の作業時間を要すると仮定し、時給1,850円で算定した場合1年当たり約4,000万もの行政コスト増となる。

現在の登録制においても、不適格な事業者の参入はある程度防げており、追加で4,000万円のコストをかけてもそこまで大きな効果は望めないことから、今回の規制案（登録の厳格化）を採用することとする。

（4）遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化

【代替案】

法に措置を位置付けること以外に代替案は想定されない。

（5）事故の報告

【代替案】

あらゆる事故を報告させる。

【効果の比較】

あらゆる事故を報告させた場合、報告される事故の数は場合によっては数千にも及ぶ可能性がある。仮に1,000件報告が上がってきた場合、事実関係の確認も含め3時間要すると仮定し、時給1,850円で算定すると、遊漁船業者に1,100万円の遵守費用、都道府県に年555万円の行政費用が発生することになる。

今回の報告は、人命に関わる事故の再発の防止等のための都道府県の指導に活用する観点から行うものであり、釣り針を引っかけた等の事故についてまで報告させることは費用に見合った便益が得られないことから、今回の規制案（重大な事故のみ報告）を採用することとする。

（6）遊漁船業者による利用者の安全等に関する情報の公表

【代替案】

各都道府県が各遊漁船業者の安全対策を取りまとめ、公表する。

【効果の比較】

各事業者の安全対策をまとめて都道府県が公表する場合、事業者が安全対策を作成する手間は同じであるものの、それを都道府県の担当者がチェックし、HPに掲載する工程が追加で発生する。

1事業者当たり担当者のチェックに40分、HPへの掲載作業で20分を要とした場合、1事業者当たり1,850円、全体で13,000事業者あるため2,405万円の行政費用が追加で発生することとなる。

都道府県のホームページで各遊漁船業者の安全対策が一括で見られる利便性は大きい

ものの、利用者は安全対策だけでなく、釣果やその他のサービス等も含め総合的な比較考
量のもとに遊漁船業者を利用するか決めることがほとんどであることから、遊漁船業者が
それぞれ公表することと比較して、追加の行政費用に見合った便益が得られないことか
ら、今回の規制案（各遊漁船業者ごとに公表する形式）を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係
者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載す
る。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

遊漁船業をめぐる課題について有識者や釣り業界、都道府県の担当者等を構成員とする
「遊漁船業の在り方に関する検討会」を令和4年開催し、12月に今後の遊漁船業の在り方
について検討するべき事項を取りまとめた。

- ※ 遊漁船業の在り方に関する検討会 中間取りまとめ概要
- ① 遊漁船業者による安全管理の強化
 - ② 登録制度の厳格化・都道府県による安全管理体制の強化
 - ③ 利用者の保護・安全情報の提供
 - ④ 地域の関係者による取組の推進

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導
入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事
前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を
踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処として事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- (1) 遊漁船業法の遵守状況に応じた登録の更新期間の短縮
- (2) 業務規程の登録の申請書への添付
- (3) 遊漁船業者登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加
- (4) 遊漁船業務主任者の乗船義務の明確化等（新設）
- (5) 事故の報告に係る規定の創設
- (6) 遊漁船業者による遊漁船の利用者の安全及び利益保護に関する情報の公表に係る規定の創設

- ①事故の発生件数
- ②死傷者を伴う事故の発生件数